



三井住友海上

外航貨物海上保險



はじめに

外航貨物海上保険は国際間を輸送される貨物を対象に、海上・航空・陸上輸送中のさまざまな危険から生じる滅失・損傷による損害を補償する保険です。

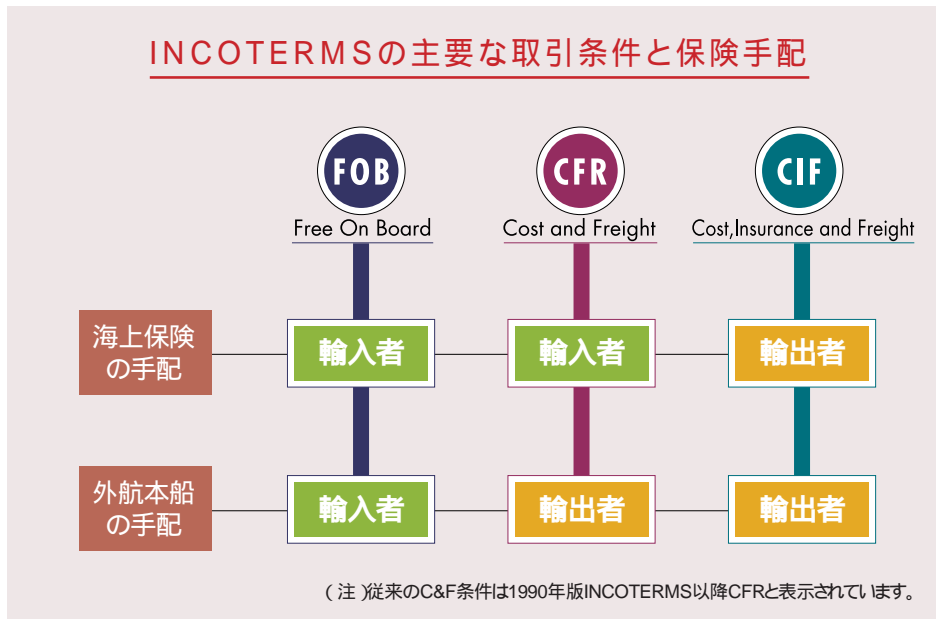
外航貨物海上保険は、保険証券に国際流通性をもたせる必要があることから、英文証券を使用すること、また、保険金のお支払いの可否とその金額を決定するにあたっては英国の法律および慣習に準拠することなど、国内における各種保険とは異なった特色があります。

貿易実務に携わる皆様に少しでもお役立ていただくために、本パンフレットにて外航貨物海上保険の概要をご案内いたしますが、保険内容の詳細やご不明な点につきましては、弊社または弊社代理店にお問い合わせ願います。

私ども三井住友海上は外航貨物海上保険に関する優れたノウハウと豊富な経験、充実した海外の営業ネットワーク・クレームエージェント網を通じて皆様の国際取引のお役に立てることを願っております。必ずや皆様、そして皆様のお取引先にもご安心をお届けできるものと確信しております。

売買契約条件と貨物海上保険

輸送中の危険を輸出者あるいは輸入者のどちらが負担するのか、また、保険はどちらが手配しなければならないかについては、各種国際規則において取引条件ごとに定められています。その中で最も一般的に使用されている国際規則が国際商業会議所の定めるINCOTERMS(International Commercial Terms)です。



上記3条件のもとでは、貨物が輸出本船に積込まれたときに、危険負担は輸出者より輸入者に移転します。

FOB、CFR条件で輸出される貨物については輸出者は外航貨物海上保険の手配をする必要はありませんが、船積み前の危険については輸出者の負担になります。弊社ではこの区間の危険をカバーする保険もご用意しておりますので、詳しくは弊社または弊社代理店へお問い合わせください。

保険期間(保険会社の責任の始終)

外航貨物海上保険の保険期間(責任の始終)は火災保険や自動車保険等の期間建て保険とは異なり、原則として「A地点を出てからB地点に着くまで」といういわゆる航海建てとなっています。また危険の種類には大きく分けて「海上危険」と「戦争・ストライキ危険」の2つがありますが、このうち戦争危険だけは保険期間が異なりますのでご注意ください。

海上危険・ストライキ危険 - 倉庫から倉庫まで

貨物保険は一般に、貨物が仕出地にある輸出者の工場や倉庫から運び出されてから、通常の輸送過程を経て、仕向地の買手の倉庫に引渡されるまでの全輸送区間を担保します。(これを一般に倉庫間(Warehouse to Warehouse)担保といいます。)但し、次のような場合には、輸送の途中であっても保険は終了します。

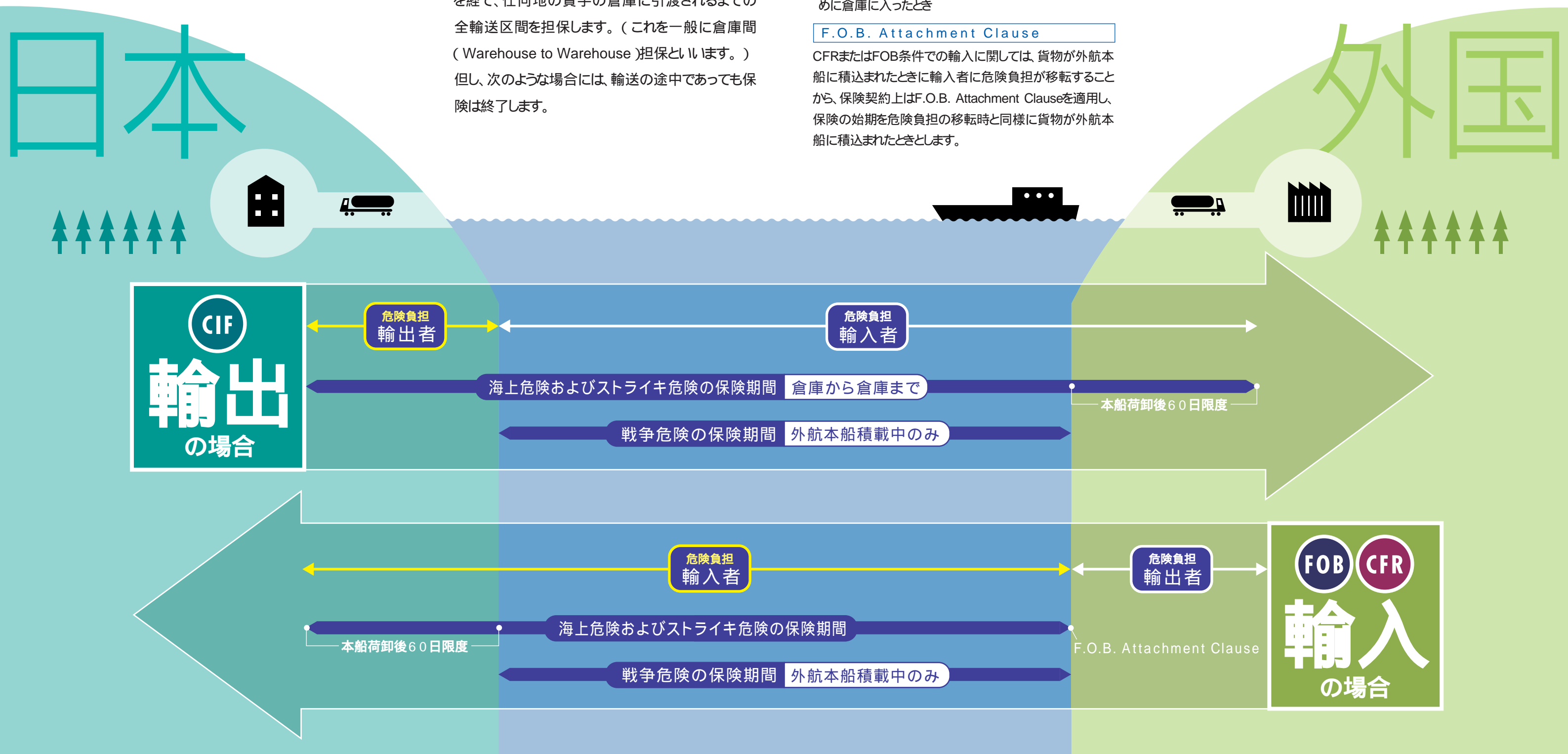
外航本船から荷卸しされて60日経過したとき(航空機輸送の場合は荷卸し後30日経過したとき)
通常の輸送過程にあたらぬ保管または仕分けなどのために倉庫に入ったとき

F.O.B. Attachment Clause

CFRまたはFOB条件での輸入に関しては、貨物が外航本船に積込まれたときに輸入者に危険負担が移転することから、保険契約上はF.O.B. Attachment Clauseを適用し、保険の始期を危険負担の移転時と同様に貨物が外航本船に積込まれたときとします。

戦争危険 - 海上輸送中のみ担保

戦争危険の保険期間は原則として外航本船に積載されている間に限ります。



CIF
輸出
の場合

FOB CFR
輸入
の場合

補償内容

■ 外航貨物海上保険の基本的な保険条件

外航貨物海上保険の内容は、世界的に広く使用されている協会貨物約款(Institute Cargo Clauses) によりますが、基本条件として、オールリスク **A/R**、分損担保 **W.A.**、分損不担保 **F.P.A.** の3種類があります。(補償内容の概要は下表の通りです。)

また、個々の貨物の性質や輸送実態などに合わせて、これに各種の特約を付帯してお引受けすることがあります。

事故の種類										GA
A/R										
W.A.										
F.P.A.										

なお、いずれの場合にも次の損害は補償されませんので
ご注意願います。

- 航海の遅延による損害
- 貨物固有の瑕疵または性質による損害
- 通常の損害(通常の損失、重量または容積の自然消耗)
- 梱包の不完全による損害

- ...お支払いします
- ...全損の場合のみお支払いします
- ...梱包一個毎の全損をお支払いします
- ...特約のある場合にお支払いします

新協会貨物約款(New I.C.C.)

ロンドン保険市場は1982年に協会貨物約款を大幅に改訂し、表現等を比較的平易なものに改めました。条件は(A)・(B)・(C)に分かれ、それぞれ旧約款のA/R・W.A.・F.P.A.に概ね相当します。弊社では必要に応じてこれら新約款でお引受けする事も可能です。

■ 戦争・ストライキ危険

戦争・ストライキ危険は、戦時における軍事的行動、兵器使用、内乱およびストライキに参加する人々による暴力的破壊行為をいいます。特に戦争危険については国際法におけるような厳格な意味の戦争による危険のみでなく、一般に変乱と呼ばれる状態があれば全て戦争とみなしており、また平時における捕獲・拿捕・触雷等の危険も含まれています。

■ その他の免責事項など

貨物ISM特約(Cargo ISM Endorsement)

タンカー原油流出事故による環境汚染事故や、船舶の事故による人命喪失の防止などを目的として採択されたISMコード(International Safety Management Code)に適合していない船舶であることに被保険者が気付いていた、もしくは気付くべきであった場合、その船舶に積載された貨物の滅失、損傷等による損害は補償されません。

テロリスクの保険期間に関する特別約款(Termination of Transit Clause(Terrorism))

通常の輸送過程にあたらぬ期間のテロ危険は補償されません。

協会放射能汚染、化学兵器、生物兵器、生化学兵器および電磁兵器免責約款 (Institute Radioactive Contamination, Chemical, Biological, Bio-Chemical and Electromagnetic Weapons Exclusion Clause)

核燃料・核廃棄物、原子力設備、核兵器、放射性物質のもつ有害な性質、化学兵器、生物兵器、生化学兵器および電磁兵器などに起因する損害は補償されません。

保険料率

■ 海上危険料率

海上危険については、貨物の種類や性質、荷姿、数量、価額、さらに積載船舶、輸送区間・経路、季節、過去の事故発生状況、補償の範囲等を勘案して、保険料率を決定させていただきます。

■ 戦争・ストライキ料率

戦争・ストライキ危険については、ロンドン保険市場が公表する料率を適用させていただきます。

■ 積載船舶に関する割増料率

海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・船齢・トン数・船級等に関する要件)を具備していることを前提に、海上危険料率を設定しております。

従って、実際に使用される船舶がこの要件を具備していない場合には、割増保険料をお支払いいただくいたり、保険条件・料率を変更させていただくこともあります。

外航貨物海上保険について

英文保険証券

弊社がお引受する外航貨物海上保険は、特段の約定のない限り英文保険証券と協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)を使用します。この英文保険証券には、国際流通性を担保するため「保険金お支払いの可否とその金額を決定するにあたっては英国の法律および慣習に従う」旨の英法準拠約款が挿入されています。

保険金のお支払い

A/R W.A. F.P.A.

火災・爆発	
輸送用具の沈没・座礁	
輸送用具の衝突	
荒天遭遇による潮濡れ	
積み込み・荷卸し中の事故	
破損・まがり・へこみ	
雨・淡水濡れ	
盗難・抜荷・不着・不足	
汚損	
共同海損	

...お支払いします
...全損の場合のみお支払いします
...梱包一個毎の全損をお支払いします
...特約のある場合にお支払いします

保険金をお支払いできない主な損害

航海の遅延による損害
貨物固有の瑕疵または性質による損害
通常の損害(通常の損失、重量または容積の自然消耗)
梱包の不完全による損害
放射能汚染損害
通常の輸送過程にあたらぬ期間のテロによる損害
ISMコード不適合船積載貨物に生じた損害
化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

お申込手続き

貨物海上保険のお申込の際には、弊社所定の申込書(Insurance Application)に次の項目をご記入いただきます。

被保険者名	Invoice No.	保険金額	保険条件
貨物積載本船名	仕出地	仕向地(または積替港)	
出帆日	貨物の品名、数量、荷姿	ご署名	

保険のお申込は原則として輸送開始前に行っていただきますが、上記内容のいずれかに不明な点がある場合には予定保険をお申込いただき、判明した段階で確定通知をいただくこととなります。継続的に輸送があるお客さまには、輸送の都度予定保険を申し込む必要のない包括予定保険契約の締結をお勧めします。

万一事故が発生した場合

保険期間内の事故により貨物に損害が発生した場合は、以下の事項についてすみやかに弊社または証券記載の弊社クレームエージェントまでご連絡ください。

証券番号

事故の内容(事故状況、貨物の明細、損傷状態、輸送船舶名等)

損傷貨物の保管場所

その他(弊社より必要に応じてお問い合わせ致します)

また、船会社、航空会社に対しては遅滞なく事故通知(Notice of Claim)をご出願いたします。これは後日、お客さまに代わって弊社から船会社、航空会社に求償する際に必要となる書類です。

共同保険契約の場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受保険金額または引受割合に応じ、連帯することなく独立別個に引受責任を負担します。幹事保険会社は引受保険会社を代理もしくは代行して、保険料の受領、保険証券等の発行、保険金支払いその他の業務もしくは事務を行います。

お申込保険金額が外貨建ての場合

保険金額を「外国通貨(例えばUSDドル)建て」にてご契約いただいた場合には、為替変動により、お支払いする保険金の円貨換算後の額が保険契約締結時に比し下回ることがあります。

保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて(平成18年4月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。(詳細および平成18年3月末までのお取扱いについては、弊社ホームページ<http://www.ms-ins.com>をご覧ください。)

被保険者がご契約者と異なる場合

被保険者(保険の対象者)がご契約者と異なる場合は、本パンフレットの内容についてご契約者から被保険者に必ずご説明願います。

ご契約にあたってのご注意

(1) 申込み内容の確認

保険契約申込書に記載されている内容に誤りがないかご確認の上、お申込ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは保険金をお支払いできないことがあります。また、他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

(2) ご契約後輸送内容に変更があった場合

保険契約成立後、申込内容の一部に変更があった場合はすみやかに弊社または弊社代理店にご連絡ください。このご連絡が遅れると保険契約が失効する場合がありますのでご注意ください。

このパンフレットは外航貨物海上保険のあらましです。詳しくは英文貨物海上保険普通保険約款およびその他特別約款をご覧ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。ご契約に関する個人情報は、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

ご相談・お申込先

 三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
お客さまデスク TEL: 03-3615-3111
平日/9:15~20:00 土日祝日/9:15~17:00